

○水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱

令和5年5月11日告示第49号

令和6年4月19日告示第48号

水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の安心安全を守り、かつ住環境の健全化の向上を図り、ひいては土地の流動化の促進に寄与するため、管理が不適切で老朽化した空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 人の居住の用に供する家屋で、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいう。

(2) 空き家住宅 現に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みがない住宅をいう。

(3) 老朽空き家 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に存する空き家住宅のうち、老朽化（構造又は設備が著しく不良であり、別表第1の住宅の不良度判定基準に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が80以上である状態をいう。）し、危険な状態（別表第2の周辺への危険度判定基準に掲げるいずれかの評定区分の評定内容全てに該当する状態をいう。）にあり、かつ、補助金の交付を受ける目的で故意に破損されたものでないものをいう。

イ 市内に存する空き家住宅のうち、老朽化（構造又は設備が著しく不良であり、別表第1の住宅の不良度判定基準に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100以上である状態をいう。）し、危険な状態（別表第2の周辺への危険度判定基準に掲げるいずれかの評定区分の評定内容全てに該当する状態をいう。）にないが、現に使用されている建物が周辺にあり、防犯、衛生等の観点から、周辺環境へ影響を及ぼしている、又は及ぼす可能性が高いものであり、かつ、補助金の交付を受ける目的で故意に破損されたものでないものをいう。

(4) 敷地 老朽空き家の存する土地をいう。

(5) 除却工事 老朽空き家に係る敷地内の建築物、工作物（地盤面下にあるものを除く。）及び立木並びに残置物その他の土地に定着する物の全てを解体し、及び撤去し、並びにそれに伴い発生した材料を運搬し、及び処分をする同一の契約において実施する工事をいう。ただし、特別な理由があるものとして市長が認めるものは、解体し、及び撤去しないことができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 老朽空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳）に所有者として登録されている者

(2) 前号に規定する者の相続権利者

(3) 前2号に規定する者から老朽空き家の除却について、同意を受けた敷地の所有者若しくは当該所有者の相続権利者

(4) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

(1) 法人

(2) 市税を滞納している者

(3) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者（以下「暴力団等」という。）

(4) 老朽空き家が複数人の共有名義又は複数人の相続権利である場合は、当該共有者全員（補助金を申請しようとするものが共有者の一人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）又は相続権利者全員（補助金を申請しようとするものが相続権利者の一人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から補助対象建築物の除却について同意を得られない者。ただし、申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出をできる場合については、この限りではない。

(5) 老朽空き家の登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されている場合は、老朽空き家の除却について、当該権利の権利者の同意を得られない者。

（補助対象工事）

第4条 補助金交付対象工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する老朽空き家の除却工事であって、建築業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の解体工事業、建築工事業、土木工事業の許可を受けている者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者であって、市内に当該事業に係る本店を有する法人又は市内に住所を有する個人に請け負わせる除却工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事とししない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) 本事業と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事

(3) 老朽空き家の一部を除去する工事

(4) その他市長が不適切と認める工事

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽空き家の除却工事及び処分にかかる費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第3号アの老朽空き家（ただし、人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積が延べ面積の2分の1を超えるものを除く。）のうち、別表第1の住宅の不良度判定基準に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100以上である状態にあるものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(2) 前号以外の老朽空き家については、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その

額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、25万円を上限とする。

(事前調査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、老朽空き家の除却を行う前に、事前調査申込書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、事前調査の申込みをしなければならない。

なお、同一会計年度において、1人につき1戸(長屋又は共同住宅は1棟)のみ、本調査の申込みを行うことができる。

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 同意書兼誓約書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空き家住宅が老朽空き家に該当するか否かを住宅の不良度判定調査票(様式第4号の1、様式第4号の2又は様式第4号の3)及び周辺への危険度判定調査票(様式第5号)を用いて判定し、事前調査判定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の規定により老朽空き家に該当する旨の通知を受けた申請者は、同項の規定による通知を受けた日から1月以内又は市長が定める日までに補助金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第8号)
- (2) 解体業者の見積書(内訳が記載されたものに限る。)
- (3) 解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- (4) 案内図
- (5) 工程表
- (6) 委任状(様式第9号)(申請者から申請の事務手続きの委任を受けた場合に限る。)
- (7) 老朽空き家の現況写真
- (8) 老朽空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産税課税台帳)又はその写し
- (9) 敷地の登記事項証明書又はその写し(老朽空き家の所有者と敷地の所有者が異なる場合であって、申請者が敷地の所有者又はその所有者の相続権利者である場合に限る。)
- (10) 戸籍謄本等相続関係が把握できる書類又はその写し(申請者が老朽危険空き家又は敷地の相続権利者である場合に限る。)
- (11) 除却同意書(様式第10号)(申請者が老朽空き家の所有者又はその所有者の相続権利者であって、当該老朽空き家が複数人の共有又は相続財産でなく、かつ所有権以外の権利が設定されていない場合を除く。)

なお、共有者又は相続権利者から同意を得られない場合、誓約書(様式第1号)でも可。)

- (12) 市税に滞納がないことを証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を

決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 11 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

（除却の着手）

第 10 条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付決定後速やかに老朽空き家の除却に着手しなければならない。

（事業着手届）

第 11 条 交付決定者は、老朽空き家の除却に着手しようとするときは、事業着手届（様式第 12 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 老朽空き家の除却に係る解体工事請負契約書の写し
- （2） その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認）

第 12 条 交付決定者は、老朽空き家の除却の内容を変更し、休止し、又は中止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第 13 号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、変更等承認通知書（様式第 14 号）により交付決定者に通知するものとする。

（事業完了届）

第 13 条 交付決定者は、第 9 条の規定による交付決定を受けた日から市長が定める日までに老朽空き家の除却を完了し、事業完了届（様式第 15 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第 16 号）
- （2） 老朽空き家の除却に係る解体工事請負契約書の写し並びに解体業者の請負代金請求書及び領収証の写し（老朽空き家の除却の着手後に金額の変更があった場合には、その内訳が分かる書類）
- （3） 工事写真（着工前、中間、完了）
- （4） 廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票）等の写し
- （5） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 18 条第 1 項の規定による再資源化等の完了報告書の写し（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事のみ）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による事業完了届の提出があったときは、その内容を審査し、及び現地調査を行い、老朽空き家の除却の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 17 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 15 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに請求書（様式第 18 号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、請求書を受け付けた日から 30 日

以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の経理)

第16条 交付決定者は、老朽空き家の除却に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を老朽空き家の除却が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、市長の求めがあったときは、前項の書類を提示しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(水俣市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 水俣市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱（平成30年告示第43号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

住宅の不良度判定基準

1 鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅以外の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1 構造一般 の程度	(1) 基礎	① 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		② 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(2) 柱	① 構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20	
	(3) 外壁又は 界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(4) 床	① 主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
	(5) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(6) 開口部	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
2 構造の腐朽又は破損 の程度	(1) 床	① 根太落ちがあるもの	10	100
		② 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(2) 基礎、土台、柱又ははり	① 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	

		② 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		③ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(3) 外壁又は界壁	① 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		② 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(4) 屋根	① 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		② 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		③ 屋根が著しく変形したもの	50	
	3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	① 延焼のおそれのある外壁があるもの	50
			② 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	
		(2) 防火壁、界壁等	① 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	

		② 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20	
	(3) 屋根	① 屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
	(4) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20	
4 電気設備	(1) 主要な居室の電灯	① 主要な居室に電灯がないもの	20	30
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15	
		② 雨水等を直接利用するもの	30	
	(3) 水栓の使用法	① 水栓を共用するもの	10	
		② 水栓を十戸以上で共用するもの	20	
6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
		② 汚水の排水設備がないもの	20	
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10	
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 台所の設	① 台所内に水栓がないもの又	10	

	備	は流しに排水接続がないもの		
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
	(3) 台所の使用方法	① 台所を共用するもの	10	
		② 台所を十戸以上で共用するもの	20	
8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10	
	(3) 便槽の形式	① 便槽が改良便槽であるもの	5	
		② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
	(4) 便所の使用方法	① 便所を共用するもの	10	
		② 便所を十戸以上で共用するもの	20	
	備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。			

2 鉄筋コンクリート造の住宅の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	① 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	60
	(2) 柱及び耐力壁の配置	① 柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	15	
	(3) 柱及び耐力壁の断面積	① 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四以上〇・六未満のもの	20	

		② 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四未満のもの	40	
	(4) 外壁又は界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	① 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30	
	(6) 床	① 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10	
		② 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20	
	(7) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(8) 開口部	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
2 構造の劣化又は破損の程度	(1) 床	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
		② たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	

		③ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(2) 基礎、柱、はり又は耐力壁	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		② 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		③ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
		④ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	(3) 壁（耐力壁を除く。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
		② 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		③ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(4) 外壁	① 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
		② 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	

	(5) 屋根	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
		② たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		③ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁、開口部等	① 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60
		② 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
	(2) 防火区画、界壁等	① 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15	
		② 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
	(3) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15	
		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30	
4 電気設備	(1) 主要な居	① 主要な居室に電灯がないも	20	30

	室の電灯	の		
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15	
		② 雨水等を直接利用するもの	30	
	(3) 水栓の使用方式	① 水栓を共用するもの	10	
		② 水栓を十戸以上で共用するもの	20	
6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
		② 汚水の排水設備がないもの	20	
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10	
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 台所の設備	① 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
	(3) 台所の使用方式	① 台所を共用するもの	10	
		② 台所を十戸以上で共用するもの	20	
8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10	
	(3) 便槽の形	① 便槽が改良便槽であるもの	5	

	式	② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
	(4) 便所の使用方法	① 便所を共用するもの	10	
		② 便所を十戸以上で共用するもの	20	

備考

1 一の評価項目につき該当評価内容が二又は三ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

2 この表において、強度指標Cは、次の数値を表すものとする。

$$C = \left((0.3 \cdot Aw1 + 0.2 \cdot Aw2 + 0.1 \cdot Aw3 + 0.07 \cdot Ac) / (1200 \cdot \Sigma Af) \right) \cdot (Fc / 20)$$

Aw1＝一階の耐力壁の断面積の総和（両側柱付）（単位 平方ミリメートル）

Aw2＝一階の耐力壁の断面積の総和（片側柱付）（単位 平方ミリメートル）

Aw3＝一階の耐力壁の断面積の総和（柱なし（壁式等の場合））（単位 平方ミリメートル）

Ac＝一階の独立柱の断面積の総和（単位 平方ミリメートル）

ΣAf＝二階以上の床面積の総和（単位 平方メートル）

Fc＝コンクリート圧縮強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

3 コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	① 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	60
		② 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
		③ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
	(2) 耐力壁の配置	① 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	15	
		② 耐力壁の配置が構造耐力上	30	

		適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの		
	(3) 耐力壁の構造	① 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	10	
		② 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの	20	
		③ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	40	
	(4) 外壁又は界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	① 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30	
	(6) 床	① 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10	

		② 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20	
	(7) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(8) 開口部	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
2 構造の劣化又は破損の程度	(1) 床（ただし、床組が木造の場合にあつては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80
		② たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		③ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(2) 基礎、柱、はり又は耐力壁	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	
		② 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
		③ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	

		④ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	(3) 壁（耐力壁を除く。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	
		② 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15	
		③ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25	
	(4) 外壁	① 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15	
		② 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	(5) 開口部	① 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10	
		② 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
	(6) 屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
		② たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
		③ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさび	25	

		があるもの		
3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁、開口部等	① 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60
		② 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
	(2) 防火区画、界壁等	① 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15	
		② 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
	(3) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15	
		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30	
4 電気設備	(1) 主要な居室の電灯	① 主要な居室に電灯がないもの	20	30
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15	
		② 雨水等を直接利用するもの	30	
	(3) 水栓の使用	① 水栓を共用するもの	10	

	用方法	② 水栓を十戸以上で共用するもの	20	
6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
		② 汚水の排水設備がないもの	20	
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10	
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 台所の設備	① 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
	(3) 台所の使用方法	① 台所を共用するもの	10	
		② 台所を十戸以上で共用するもの	20	
8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10	
	(3) 便槽の形式	① 便槽が改良便槽であるもの	5	
		② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
	(4) 便所の使用方法	① 便所を共用するもの	10	
		② 便所を十戸以上で共用するもの	20	
備考 一の評価項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				

別表第2 (第2条関係)

周辺への危険度判定基準

評価区分		評価内容
周辺への影響	1 隣地への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から隣地境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から隣地境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。
		② 隣地は、当該建物の高さより低い位置にある。
		③ 隣地に現に使用されている建築物が存在している、又は隣地が多数の人に利用されている。
	2 道路（里道及び生活道路を含む。以下同じ。）への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から道路境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から道路境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。
		② 隣接する道路は、当該建物の高さより低い位置にある。
	3 河川（水路を含む。以下同じ。）への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から河川境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から河川境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。
② 隣接する河川が雨水排水の受皿となっている等、河川としての機能を有している。		
備考 評価区分のいずれかに該当する場合に危険とする。 なお、評価区分の判定は、評価区分ごとの評価内容全ての事項に該当する場合に危険と判定する。		

様式第1号（第3条関係）

誓約書

年 月 日

水俣市長 様

申請者 住所

氏名

印

私は、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業の補助対象建築物の除却に
当たり、下記物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対し
て一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1 老朽空き家の所在地 水俣市

様式第2号（第7条関係）

事前調査申込書

年 月 日

水俣市長 様

申込者 住所

氏名

印

年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業を実施するため老朽空き家の判定を受けたいので、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申し込みます。

1 事業の内容

老朽空き家の除却

2 事業の場所

老朽空き家の所在地 水俣市

3 申請者区分

☐ 老朽空き家の所有者又は相続権利者

☐ 敷地の所有者又は相続権利者

（該当するものをチェックする。）

4 申込者の連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号

（該当するものを○で囲む。）

5 添付書類

（1）位置図（付近見取図）

（2）同意書兼誓約書（様式第3号）

（3）その他市長が必要と認める書類

6 申請希望区分

☐ 第6条第1号のみ申請を希望

☐ 第6条第1号に該当しない場合は、同乗第2号にも申請を希望

（該当するものをチェックする。）

様式第3号（第7条関係）

同意書兼誓約書

年 月 日

水俣市長 様

申込者 住所

氏名

印

私は、老朽空き家の事前調査の申込みに当たり、下記のとおり同意並びに誓約します。

記

申込みに係る老朽空き家の事前調査のため、市職員が実地に立ち入って、外観・内観調査等を行うことに同意します。

また、暴力団等ではないことを誓約します。

様式第4号の1（第7条関係）

住宅の不良度判定調査票

鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅
及び補強コンクリートブロック造の住宅以外の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高 評価点	判定
1 構造一般 の程度	(1) 基礎	① 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50	
		② 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	(2) 柱	① 構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20		
	(3) 外壁又は 界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
	(4) 床	① 主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10		
	(5) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
	(6) 開口部	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
2 構造の腐 朽又は破損 の程度	(1) 床	① 根太落ちがあるもの	10	100	
		② 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15		
	(2) 基礎、土 台、柱又は はり	① 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		
		② 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		③ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	(3) 外壁又は 界壁	① 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
		② 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する	25		

		穴を生じているもの			
	(4) 屋根	① 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		② 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25		
		③ 屋根が著しく変形したもの	50		
3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	① 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50	
		② 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20		
	(2) 防火壁、界壁等	① 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	10		
		② 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20		
	(3) 屋根	① 屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
	(4) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10		
		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20		
4 電気設備	(1) 主要な居室の電灯	① 主要な居室に電灯がないもの	20	30	
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15		
		② 雨水等を直接利用するもの	30		
	(3) 水栓の使用法	① 水栓を共用するもの	10		
		② 水栓を十戸以上で共用するもの	20		
6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30	
		② 汚水の排水設備がないもの	20		
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10		
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 台所の設備	① 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10		
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
	(3) 台所の使用法	① 台所を共用するもの	10		
		② 台所を十戸以上で共用するもの	20		

8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10		
	(3) 便槽の形式	① 便槽が改良便槽であるもの	5		
		② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10		
	(4) 便所の使用方法	① 便所を共用するもの	10		
		② 便所を十戸以上で共用するもの	20		
備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					

判定者

職氏名 _____ 印 _____

職氏名 _____ 印 _____

様式第4号の2（第7条関係）

住宅の不良度判定調査票
鉄筋コンクリート造の住宅の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高 評価点	判定
1 構造一般 の程度	(1) 基礎	① 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	60	
	(2) 柱及び耐力壁の配置	① 柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	15		
	(3) 柱及び耐力壁の断面積	① 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四以上〇・六未満のもの	20		
		② 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四未満のもの	40		
	(4) 外壁又は界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	① 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30		
	(6) 床	① 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	10		
		② 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20		
	(7) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
2 構造の劣化又は破損の程度	(1) 床	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	80	
		① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10		
		② たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		③ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの	25		

		もの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの			
	(2) 基礎、柱、はり又は耐力壁	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15		
		② 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		③ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
		④ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
	(3) 壁（耐力壁を除く。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10		
		② 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		③ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	(4) 外壁	① 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	15		
		② 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25		
	(5) 屋根	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		② たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
		③ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁、開口部等	① 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60	
		② 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
	(2) 防火区画、界壁等	① 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があ	15		

		るもの			
		② 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
	(3) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15		
		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30		
4 電気設備	(1) 主要な居室の電灯	① 主要な居室に電灯がないもの	20	30	
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15		
		② 雨水等を直接利用するもの	30		
	(3) 水栓の使用	① 水栓を共用するもの	10		
	方法	② 水栓を十戸以上で共用するもの	20		
6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水末端が吸込みますであるもの	10	30	
		② 汚水の排水設備がないもの	20		
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10		
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 台所の設備	① 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10		
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
	(3) 台所の使用	① 台所を共用するもの	10		
	方法	② 台所を十戸以上で共用するもの	20		
8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10		
	(3) 便槽の形式	① 便槽が改良便槽であるもの	5		
		② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10		
	(4) 便所の使用	① 便所を共用するもの	10		
	方法	② 便所を十戸以上で共用するもの	20		
備考					
1 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					
2 この表において、強度指標 C は、次の数値を表すものとする。					
$C = ((0.3 \cdot Aw1 + 0.2 \cdot Aw2 + 0.1 \cdot Aw3 + 0.07 \cdot Ac) / (1200 \cdot \Sigma Af)) \cdot (Fc / 20)$					
Aw1＝一階の耐力壁の断面積の総和（両側柱付）（単位 平方ミリメートル）					
Aw2＝一階の耐力壁の断面積の総和（片側柱付）（単位 平方ミリメートル）					
Aw3＝一階の耐力壁の断面積の総和（柱なし（壁式等の場合））（単位 平方ミリメートル）					

A_c ＝一階の独立柱の断面積の総和（単位 平方ミリメートル） ΣA_f ＝二階以上の床面積の総和（単位 平方メートル） F_c ＝コンクリート圧縮強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
--

判定者

職氏名 _____ 印 _____

職氏名 _____ 印 _____

様式第4号の3（第7条関係）

住宅の不良度判定調査票

コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅の場合

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高 評価点	判定
1 構造一般 の程度	(1) 基礎	① 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	10	60	
		② 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15		
		③ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30		
	(2) 耐力壁の配置	① 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	15		
		② 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	30		
		③ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	10		
	(3) 耐力壁の構造	② 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもののうち、二つの要件を満たすもの	20		
		③ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	40		
	(4) 外壁又は界壁	① 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25		
	(5) 増築が行われた外壁又は屋根	① 増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	30		
	(6) 床	① 最下階の主要な居室の床の	10		

2 構造の劣化又は破損の程度		構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの			
		② 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	20		
	(7) 天井	① 主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10		
	(8) 開口部	① 主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
	(1) 床（ただし、床組が木造の場合にあつては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10	80	
		② たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		③ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	(2) 基礎、柱、はり又は耐力壁	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15		
		② 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20		
		③ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40		
		④ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80		
	(3) 壁（耐力壁を除く。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	10		
		② 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	15		
		③ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	25		
	(4) 外壁	① 外壁の仕上材料に浮きがあ	15		

		り剥落の恐れのあるもの			
		② 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25		
	(5) 開口部	① 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	10		
		② 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
	(6) 屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	① 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		② たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15		
3 防火上又は避難上の構造の程度		③ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
	(1) 外壁、開口部等	① 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	60	
		② 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
	(2) 防火区画、界壁等	① 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	15		
		② 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		
	(3) 廊下、階段等	① 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	15		
4 電気設備		② 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	30		
	(1) 主要な居室の電灯	① 主要な居室に電灯がないもの	20	30	
	(2) 共用部分の電灯	① 共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
5 給水設備	(1) 水栓の位置	① 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	
	(2) 給水源	① 井戸水を直接利用するもの	15		
		② 雨水等を直接利用するもの	30		
	(3) 水栓の使用方法	① 水栓を共用するもの	10		
		② 水栓を十戸以上で共用するもの	20		

6 排水設備	(1) 汚水	① 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30	
		② 汚水の排水設備がないもの	20		
	(2) 雨水	① 雨樋がないもの	10		
7 台所	(1) 台所の有無	① 台所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 台所の設備	① 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10		
		② 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20		
	(3) 台所の使用方法	① 台所を共用するもの	10		
		② 台所を十戸以上で共用するもの	20		
8 便所	(1) 便所の有無	① 便所がないもの又は仮設のもの	30	30	
	(2) 便所の位置	① 便所が戸内にないもの	10		
	(3) 便槽の形式	① 便槽が改良便槽であるもの	5		
		② 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10		
	(4) 便所の使用方法	① 便所を共用するもの	10		
		② 便所を十戸以上で共用するもの	20		
	備考 一の評価項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				

判定者

職氏名

印

職氏名

印

様式第5号（第7条関係）

周辺への危険度判定調査票

評価区分	評価内容	チェック欄	危険度判定	
周辺への影響	1 隣地への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から隣地境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から隣地境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。	☐ 該当 ☐ 該当しない	
		② 隣地は、当該建物の高さより低い位置にある。		
		③ 隣地に現に使用されている建築物が存在している、又は隣地が多数の人に利用されている。		
	2 道路(里道及び生活道路を含む。以下同じ。)への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から道路境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から道路境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。	☐ 該当 ☐ 該当しない	
		② 隣接する道路は、当該建物の高さより低い位置にある。		
	3 河川(水路を含む。以下同じ。)への影響	① 倒壊等のおそれのある建物から河川境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である、又は落下のおそれのある建物から河川境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。	☐ 該当 ☐ 該当しない	
② 隣接する河川が雨水排水の受皿となっている等、河川としての機能を有している。				
備考 評価区分のいずれかに該当する場合に危険とする。 なお、評価区分の判定は、評価区分ごとの評価内容全ての事項に該当する場合に危険と判定する。 また、上記評価で危険と判定されない場合、現に使用されている建築物が周辺にあり、防犯や衛生等、周辺環境へ影響を及ぼしている又は及ぼす可能性が高い場合、次のどちらかの項目にチェックし状況等を記入すること。（ただし、事前調査申込書において、6申請希望区分に「第6条第1号に該当しない場合、同乗第2号にも申請希望」とチェックされている場合に限り、行うものとする。） ☐ 現に使用されている建築物が周辺にあり、防犯や衛生等、周辺環境へ影響を及ぼしている。 ☐ 現に使用されている建築物が周辺にあり、防犯や衛生等、周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い。 状況等				

判定者

職氏名

印

職氏名

印

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

水俣市長

事前調査判定通知書

年 月 日付けで申込みのありました、老朽空き家の事前調査
については、調査の結果、下記のとおり判定したので通知します。

記

該当する

第6条（第1号・第2号）の老朽空き家に

該当しない

※ 老朽空き家に該当する場合は、年 月 日までに、水俣市
住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第8条の規定による補助
金交付申請を行ってください。

期日までに補助金交付申請を行わない場合、この通知は無効とします。

様式第7号（第8条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

水俣市長 様

申請者 住所

氏名

印

年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業を実施するため補助金の交付を受けたいので、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 事業の内容 老朽空き家の除却
- 3 事業の場所（老朽空き家の所在地）
水俣市 _____
- 4 事業実施予定期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 解体後の跡地利用について（予定） _____
- 6 添付書類
 - （1）事業実施計画書（様式第8号）
 - （2）解体業者の見積書（内訳が記載されたものに限る。）
 - （3）解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
 - （4）位置図（付近見取図）
 - （5）工程表
 - （6）委任状（様式第9号）（申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。）
 - （7）老朽空き家の現況写真
 - （8）老朽空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税課税台帳）又はその写し
 - （9）敷地の登記事項証明書又はその写し（老朽空き家の所有者と敷地の所有者が異なる場合であって、申請者が敷地の所有者又はその所有者の相続権利者である場合に限る。）
 - （10）戸籍謄本等相続関係が把握できる書類又はその写し（申請者が老朽空き家又は敷地の相続人である場合に限る。）
 - （11）除却同意書（様式第10号）（申請者が老朽空き家の所有者又はその所有者の相続権利者であって、当該老朽空き家が複数人の共有又は相続財産でなく、かつ所有権以外の権利が設定されていない場合を除く。なお、共有者又は相続権利者から同意を得られない場合、誓約書（様式第1号）でも可。）
 - （12）市税に滞納がないことを証する書類
 - （13）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第8条関係）

事業実施計画書

1 建物の規模

用 途（_____）

構 造（_____）

階 数（_____）

床面積（_____㎡）

2 解体業者

（1）氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

（_____）

（2）住所（_____）

（3）☐ 建設業の場合

許可番号（_____業）

（_____大臣・知事_____号）

☐ 解体工事業の場合

（_____知事_____号）

様式第9号（第8条関係）

委任状

私は、都合により _____ を受任者と定め、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業に係る交付申請、その他補助金の交付を受けるために必要なすべての手続を委任します。

事業の場所（老朽空き家の所在地）

水俣市 _____

受任者の住所 _____

受任者の氏名 _____ 印

受任者の連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号 _____

（該当するものを○で囲む。）

年 月 日

委任者の住所 _____

委任者の氏名 _____ 印

様式第10号（第8条関係）

除却同意書

年 月 日

同意者 住所
氏名

印

除却しようとする建物の所在地 水俣市

私は、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請者（住所）（氏名）が、上記の所在地に存する私の所有する建物を除却することに同意します。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- 1 除却しようとする建物が老朽空き家である現在の状況
- 2 除却の工法及び安全処置
- 3 水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱

説明を受けた日 年 月 日

除却しようとする老朽空き家との関係等

所有者・相続人・所有権以外の権利者（権利内容）
（該当するものを○で囲む。）

連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号
（該当するものを○で囲む。）

第 号
年 月 日

様

水俣市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金の交付については、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次の条件を付して決定します。

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、補助対象事業に要する経費以外に使用することができない。
- (2) 補助対象事業に着手しようとするときは、事業着手届（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 補助対象事業の内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに変更等承認申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 補助対象事業は、_____ 年 月 日までに事業を完了し、事業完了届（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長がこの事業又はこの事業の収支状況等を調査するため、帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、市長は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
 - ア 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

事業着手届

年 月 日

水俣市長 様

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定(変更承認)の通知のあった 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業について、次のとおり着手しますので、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第 11 条の規定により提出します。

事業の場所	
工 期	着 工 年 月 日 完 了 年 月 日
解体業者名	住 所 名 称 現場責任者名 連絡先
備 考	

添付書類

- 1 老朽空き家の除却に係る解体工事請負契約書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第12条関係）

変更等承認申請書

年 月 日

水俣市長 様

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業について、次の理由により変更（変更・休止・中止）したいので、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

1 （変更・休止・中止）しようとする具体的な理由

2 （変更・休止・中止）の内訳

様式第14号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

水俣市長

変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった変更等承認申請書については、
審査の結果、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第12
条第2項の規定により、（変更・休止・中止）を承認します。

1 交付番号 第 号
(年 月 日付け)

2 事業の場所（老朽空き家の所在地）

水俣市

様式第15号（第13条関係）

事業完了届

年 月 日

水俣市長 様

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更承認）
の通知のあった 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業が完了
したので、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第13条
第2項の規定により関係書類を添えて提出します。

1 事業の場所（老朽空き家の所在地）及び成果

区 分	場 所	成 果
老朽空き家等の除却		戸

2 事業費の精算（別紙請負代金請求書のとおり）

事業予算額 _____ 円

事業精算額 _____ 円

3 事業の実施期間

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

4 関係書類

- （1）事業実績報告書（様式第16号）
- （2）老朽空き家の除却に係る解体工事請負契約書の写し並びに解体業者の請負代金請求書及び領収証の写し（老朽空き家の除却の着手後に金額の変更があった場合には、その内訳が分かる書類）
- （3）工事写真（着工前、中間、完了）
- （4）産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）等の写し
- （5）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定による再資源化等の完了報告書の写し※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）対象工事のみ
- （6）その他市長が必要と認める書類

様式第16号 (第13条関係)

事業実績報告書

1 解体業者

(1) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

(_____)

(2) 住所 (_____)

2 収集・運搬業者

名称及び許可番号

(_____)

(_____)

(_____)

3 処分場

名称及び許可番号

(_____)

(_____)

(_____)

様式第17号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

水俣市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金の交付については、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第18号（第15条関係）

請求書

年 月 日

水俣市長 様

請求者 住所
氏名 印

ただし、 年 月 日水 指令第 号の補助金交付確定通知書に基づく 年度水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金について、水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額 金 _____ 円

※なお、支払方法については、下記口座により口座振替払いを、お願いします。

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	